

隨時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)結果に関する報告

第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 監査の対象

次のとおりである。

対象とする事業会計	対象とする部	対象とする課等
1 病院事業会計	健 康 福祉 部	病院管理課 佐久間病院
2 水道事業会計	上 下 水道 部	上下水道総務課 お客様サービス課 水道工事課 浄水課 北部上下水道課 天竜上下水道課
3 下水道事業会計	上 下 水道 部	上下水道総務課 お客様サービス課 下水道工事課 下水道施設課 北部上下水道課 天竜上下水道課

第3 監査の期間

令和3年5月31日から同年8月2日まで

第4 監査の着眼点及び実施内容

令和2年度公営企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、

- ・令和2年度決算に関する証書類の作成は適正か
- ・固定資産や貯蔵品の管理及び記録は適切に行われているか
- ・未収金の管理及び回収は適正に行われているか
- ・引当金の計上は正確に網羅しているか
- ・企業債の管理は適正に行われているか
- ・資本的収支における補填財源の管理は適正に行われているか

を着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

第5 監査の結果

財務に係る事務の執行及び経営に係る事業の管理について、令和2年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産及び貯蔵品の管理事務、未収金の管理及び回収事務、引当金管理事務、企業債管理事務、資本的収支補填財源の管理事務等を主眼に、法令に適合し、かつ正確であるかについて調査した結果、これらの事務及び事業はおおむね適正に処理されていると認められた。